

(一社) 大村市観光コンベンション協会助成金交付規程

(趣旨)

第1条 この規定は、(一社) 大村市観光コンベンション協会がコンベンションの円滑な誘致を目的として主催団体等に交付するコンベンション開催助成金の制度に関して基本的な事項を定めるものとする。

(助成の対象)

第2条 助成の対象は、長崎県内で開催される各種大会、スポーツ合宿、学会、会議等の主催団体等とする。

2 次に該当するものは助成の対象としない。ただし、会長が特に必要と認めた場合は、この限りでない。

- (1) 営利を目的とするもの。
- (2) 政治的又は宗教的活動を目的とするもの。
- (3) 国又は地方公共団体から他に補助金の交付又は補助金に類する支援を受けているもの。ただし、長崎県スポーツコミッションからの支援は除く。
- (4) その他本協会がコンベンションとして相応しくないと認めたもの。
- (5) 長崎県スポーツコミッションの補助金又は補助金に類する支援を受けているもの。

(助成基準額)

第3条 助成金の額は、コンベンション参加者の延べ宿泊人数に応じ、次に掲げる助成基準額を限度とする。この場合において、宿泊先は大村市内の宿泊施設とする。

延 べ 宿 泊 人 数		助 成 基 準 額
50人以上	100人未満	50,000円
100人以上	150人未満	100,000円
150人以上	200人未満	150,000円
200人以上	250人未満	200,000円
250人以上	300人未満	250,000円
300人以上	500人未満	300,000円
500人以上	1000人未満	500,000円
1,000人以上		1,000,000円

- 2 長崎県スポーツコミッションからの助成金の交付を受ける場合は、その助成金の額を差し引いた額を助成基準額とする。

(助成金交付の要綱)

第4条 助成金交付の要綱は、別に定める。

(規程の改廃)

第5条 本規程の改廃は事務局が起案し、理事会の承認を得て行う。

附 則

- 1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 大村市コンベンション協会助成金規程（平成29. 4. 1）は、廃止する。
- 3 令和2年6月1日から令和3年3月31日までの間、助成の対象については、第2条の規定にかかわらず、長崎県内で開催される各種大会（交流大会）、スポーツ合宿、展示会、学会、会議等の主催団体等とし、助成基準額については第3条の規定にかかわらず次の表のとおりとする。この場合の宿泊先は大村市内の宿泊施設とし、（一社）大村市観光コンベンション協会が宿泊手配を行ったものとする。ただし、やむを得ない事情がある場合は会長の許可を得て助成することもできる。

延 べ 宿 泊 人 数		助 成 基 準 額
15人以上	30人未満 ※1	20,000円
30人以上	50人未満	50,000円
50人以上	100人未満	150,000円
100人以上	200人未満	300,000円
200人以上	300人未満	400,000円
300人以上	1,000人未満	500,000円
1,000人以上		1,000,000円

※1 民泊の場合は10人以上とする。